

奈良県外国人観光客交流館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第五十二号

奈良県外国人観光客交流館条例の一部を改正する条例

奈良県外国人観光客交流館条例（平成二十七年三月奈良県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を第七条とし、第二条の次に次の四条を加える。

（使用の承認）

**第三条** 交流館の別表に掲げる施設を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならぬ。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしないことができる。

一 交流館の設置目的に違反するとき。

二 公益を害するおそれがあるとき。

三 交流館の施設を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二章第二条に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

五 交流館の管理上支障があるとき。

3 知事は、使用の承認をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（使用の承認の取消し等）

**第四条** 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

二 偽りその他不正の手段によって使用の承認を受けたとき。

三 使用の承認の条件に違反したとき。

四 前条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき。

五 公益上特に必要があるとき。

(損害賠償)

**第五条** 交流館の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

2 知事は、前項の場合において、損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(使用料)

**第六条** 使用の承認を受けた者は、別表に定める額の使用料を、規則で定めるところにより、納めなければならない。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が必要があると認めるときは、この限りでない。

附則の次に次の別表を加える。

**別表** (第三条、第六条関係)

施設	使用料 (二室一泊につき)						備考
	洋室ツイン			和室六畳			
	一人で使用する場合	五、二〇〇円	特定日に宿泊する場合の使用料は、上記金額の五割を上限として規則で定める額を加算した額とする。	一人で使用する場合	四、二〇〇円		
	二人で使用する場合	八、四〇〇円		二人で使用する場合	六、九〇〇円		
	三人で使用する場合	一一、一〇〇円		三人で使用する場合	九、一〇〇円		

和室十畳					和室八畳			
五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合
一六、〇〇〇円	一四、八〇〇円	一二、六〇〇円	九、九〇〇円	六、二〇〇円	一〇、八〇〇円	九、八〇〇円	七、四〇〇円	四、七〇〇円

注

- 1 「特定日」とは、十二月二十九日から翌年一月三日までの日その他近傍同種の宿泊料金その他の事情を勘案し規則で定める日をいう。
- 2 同伴する宿泊者の寝具を使用する七歳未満の者は、使用料の欄の人数に算入しないものとする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。